

独立取締役活用の在り方

中央大学法科大学院教授・東京大学名誉教授 落合誠一

1 はじめに

(1) わが国では、独立取締役の導入に関する議論が目下、高まりを見せている。たとえば、官においては、経産省の企業統治委員会あるいは金融庁の金融審議会金融分科会わが国金融資本市場の国際化に関するスタディグループによる検討があり、民においては、経団連、日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム、日本取締役協会等においてこの問題への取り組みが行われている。

なぜ今このような高まりを見せているのであろうか。確かにわが国の企業の不祥事事例は依然として後を絶たないし、またわが国企業の国際的競争力もその低下傾向が目立つように思われる。さらには企業の資金調達の源泉となるべきわが国の資本市場も強力で魅力ある状況でもない。その意味で政治のみならず経済においてもある種の停滞感・閉塞感があるのは間違いない。

こうした状況を打破するためには、何よりも経済を支える企業が早く元気になって力強い経営をやるようになってもらわねばどうしようもないであろう。そのためには、さまざまな試みが考えられるが、わが国企業のガバナンスの改革も避けて通れないのではあるまいか。

このような認識が独立取締役の導入に関する議論の高まりの重要な要因となっていると考えられる。換言すれば、わが国における独立取締役をめぐる議論の高まりは、わが国企業の現状に対する不満であり、そのことは、取りも直さずわが国企業のコーポレート・ガバナンスに対する不満に他ならない。

(2) ところでわれわれの社会における企業の存在意義は、新たな富を最大限に創出することである。これは、ガバナンスにおける効率性の確保とあってよい。しかし効率的であれば、企業は何をやってもよいとはならないのであり、われわれの社会が守るべき価値は、しっかり守ることが求められる。このことは、ガバナンスにおける公正性の確保である。

企業のガバナンスの目標を効率性と公正性の確保と理解した場合に、この目標を実現することにもっとも適して企業統治システムの在り方はいかなるものと考えべきか。その場合の取締役会のあるべき姿はどのようなものか。この課題の検討は、取締役会は取締役から構成されるのであるから、当然のことながら、取締役そのものの在り方が問題となることになる。

(3) 私は、独立取締役に関する議論は、このようなコンテキストにおいて検討すべきであると思う。そこで、本日は、この問題に対する私の基本的な考えを述べて、ご出席の皆さんからのご批判を仰ぎたいと思う。

2 取締役会の役割

ここでは、取締役会が果たすべき役割を検討し、その代表的なモデルについて述べる。

3 アドバイザリーとしての取締役会

ここでは、アドバイザリー・モデルにおける取締役会の役割を検討し、その取締役について検討する。

4 モニタリングのための取締役会

ここでは、モニタリング・モデルにおける取締役会の役割を検討し、その取締役について検討する。

5 独立取締役のコンセプト

ここでは、独立取締役のコンセプトをいかに定めるべきかを検討する。

6 独立取締役めぐる諸課題

ここでは、独立取締役をめぐる諸課題を検討する。

7 むすび

以上をまとめて、むすびとする。

以上